

反社会的勢力の排除に関する特約条項

件名

上記件名に係る工事請負契約書の発注者の解除権（工事請負契約書第48条）に以下の特約条項を追加するものとする。（但し、契約書第48条に該当するものは除く。）

1. 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 暴力団
 - 二 暴力団員
 - 三 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 四 暴力団準構成員
 - 五 暴力団関係企業
 - 六 総会屋等
 - 七 社会運動等標ぼうゴロ
 - 八 政治活動等標ぼうゴロ
 - 九 特殊知能暴力集団
 - 十 その他前各号に準ずる者

2. 発注者は、受注者が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - 五 その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3. 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計又は威力を用いて発注者の信用を棄損し、又は発注者の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

4. (1) 受注者は、受注者又は受注者の下請負人又は再委託先業者（下請契約又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項から第3項各号に該当しないことを確約する。
(2) 受注者は、その下請負人又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
(3) 受注者が、前各号の規定に反した場合には、発注者は本契約を解除することができる。
5. (1) 受注者は、受注者又は受注者の下請負人若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を発注者に報告し、発注者の捜査機関への通報及び発注者の報告に必要な協力を行うものとする。
(2) 受注者が前号の規定に違反した場合、発注者は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。
6. 発注者が各項の規定により本契約を解除した場合には、受注者に損害が生じても発注者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、受注者は、工事請負契約書第54条第2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
7. 各項の規定により、この契約が解除された場合において、工事請負契約書第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を持って前項の違約金に充当することができる。